

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備等に関する政令案（仮称）の概要

令和7年2月
農村振興局

I 趣旨

第217回国会において成立が見込まれる土地改良法等の一部を改正する法律案では、土地改良施設の老朽化並びに自然災害の激甚化及び頻発化に対応して、土地改良施設の保全等を図るための措置を講ずることとしている。

また、令和7年度予算においては、上述の改正への対応も含めて事業の実施に係る予算措置を講ずることとしていることから、これらに伴い、事業の申請要件、都道府県の負担金及び国の補助等について定めている土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）等について必要な改正を行うこととする。

II 政令案の概要

(1) 土地改良法施行令の一部改正

- ① 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）の目的規定の改正に即し、土地改良事業の施行に関する基本的な要件を改正する。（令第2条第1号関係）
- ② 同意徴集を簡素化する施設更新事業に係る組合員等の負担について、土地改良区が管理する土地改良施設の更新のための資金の積立てを行っている場合、その資金の額を負担から控除する旨規定する。（令第48条の2等関係）
- ③ 急施の事業の対象となる事業の追加に伴い、a)当該事業の要件 b)負担金及び国の補助に係る規定を整備する。（令第48条の3の2（新設）、第50条の2の12（新設）、第52条及び第78条等関係）
- ④ 情報通信環境整備事業について、農業振興地域内で実施すること等の要件を整備する。（令第48条の10の2（新設）及び令第48条の10の3（新設）関係）
- ⑤ 洪水調節等に資する農業用排水施設の新設又は変更であって、その区域内における農用地の保全に寄与することを可能とする都道府県営土地改良事業について、申請要件及び国の補助に係る規定を整備するとともに、団体営土地改良事業に対する補助の規定を整備する。（令第50条、第50条の2の2及び第78条関係）
- ⑥ 申請によらない基幹的な農業用排水施設の更新事業の創設に伴い、負担金及び国の補助に係る規定を整備する。（令第52条及び第78条等関係）
- ⑦ 機構関連事業について、a)実施主体に市町村 b)対象に農地中間管理機構が所有権を有する農用地を追加することに伴い、市町村の行う事業の下限面積をおおむね五ヘクタールとすること等の要件及び国の補助に係る規定を整備する。（令第50条の2の9、第50条の2の10、第50条の2の12（現行）、第72条の3の2及び第78条等関係）
- ⑧ 国又は都道府県が行う施設更新事業の計画の変更について、施行に係る地域の変更を要することとならないこと等の同意徴集の簡素化に係る要件を整備する。（令第50条の2の7関係）
- ⑨ 特別区等に対する規定の適用に関する規定を削除する。（令第75条関係）

(2) 農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正

(1) ⑦a)に伴い、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号。以下「農振法施行令」という。）について所要の規定の整備を行う。（農振法施行令第8条関係）

(3) 農業経営基盤強化促進法施行令の一部改正

(1) ⑦a)に伴い、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第209号。以下「基盤法施行令」という。）について所要の規定の整備を行う。（基盤法施行令第9条関係）

(4) 独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正

(1) ②の改正を踏まえ、独立行政法人水資源機構法施行令（平成15年政令第329号。以下「水資源機構法施行令」という。）において、独立行政法人水資源機構が行う施設の改築に係る同意徴集を簡素化する場合の土地改良区の負担について同様の改正を行う。（水資源機構法施行令第5条等関係）

(5) その他、(1)に伴う所要の規定の整理を行う。

III 施行期日

令和7年4月1日